

第24期 第6回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年12月24日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 6 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 2 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 6 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 9 名
農地利用最適化推進委員	1 4 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	議案第 25 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	7 件
	議案第 26 号 令和 2 年度農用地利用集積計画(第 5 号)について	2 件
	議案第 27 号 農用地利用配分計画(案)について	1 件
	議案第 28 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 29 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	3 件
	議案第 30 号 非農地証明願いについて	2 件
	議案第 31 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について (除外)	3 件
第 3	報告第 10 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について	3 件
	報告第 11 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年第6回12月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号14番 ○○ ○○ 委員、15番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	○○	○○
譲受人	上三谷	○○	○○
申請地	上三谷	田	
譲受人の耕作面積	○○	m ²	
申請理由	(譲渡人)	譲受人の要望	
	(譲受人)	農業経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・季節野菜・みかん		
主な農機具のリース予定	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・軽トラ		
労働力	常時	2人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

以上の要件は提出された書類で、許可要件を満たしていることが確認できています。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員として補足説明をいたします。

〇〇農業委員

譲受人の〇〇さんの住居の隣が申請地です。譲渡人は松山市ということで、農地の管理が困難ということと、譲受人の規模拡大ということで、今回所有権移転をされたいということです。よろしくお願いします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 中山町出渕 ○○ ○○

譲受人 中山町出渕 ○○ ○○

申請地 中山町出渕 畑

〇〇さんの持分は2分の1です

譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	里芋・キャベツ・花木・銀杏・栗
主な農機具の保有状況	耕耘機・クローラー・動噴
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	共有名義の〇〇さんの相続人の方から当該農地の利用方法については了承する旨の同意は得られています。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

〇〇推進委員が欠席ということで、事務局で意見をお伺いしていますので発表いたします。

〇〇推進委員（代読）

今回の案件は以前に集落の集会所があった場所でした。集会所が無くなったため農地として利用していた土地になります。〇〇さんの持分だけでも実際に使っている〇〇さんに譲りたいということで、話がまとまったようです。

以上です。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 労働力不足 (譲受人) 農地の集積による規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	イチゴ・桃		
主な農機具の保有状況	動噴・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは、当該農地が遠方であることから長らく〇〇さんに貸していたということで、今回話がまとまりまして、申請にいたしました。どちらも農業委員経験者ということで問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	経営規模の維持困難	
	(譲受人)	経営規模の拡充	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	季節野菜・桃・ぶどう・なし・デコポン		
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業自動車・動噴		
労働力	常時	3人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは、現在建設業をされていまして、息子さんが建設業を継がれたということで、この際農地を一部処分しようということです。

譲受人の〇〇さんは、たいへん熱心な方で、当該農地は耕作されている農地と隣接していることで、譲り受けることとなりました。労働力も3人ということで、何も問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	労働力不足	
	(譲受人)	農地の集積による規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	季節野菜・甘平・デコポン・米		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業自動車・動噴		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

4番と同じ譲渡人になりまして、譲受人の〇〇さんは、譲渡人の身内になる方でして、譲受人が作っている農地に隣接しているということで話がまとまりました。3人の労働力があり十分農業ができますので、よろしく申し上げます。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	田	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 耕作面積の縮小 (譲受人) 譲渡人の要望		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・季節野菜・柑橘類		
主な農機具の保有状況	トラクター・耕耘機・田植機・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人は別で商売をされていて、お母さんが元気なうちは農業ができていましたが、身体が弱り耕作が難しくなったそうです。譲受人は譲渡人と親戚になりまして、当該農地が譲受人の家に近いということで話がまとまったとのこと。譲受人は高齢ですが、娘婿がおり伊予市に住んでいるので、農業を引き継いで管理していただけるようです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号6について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	花木・果樹		
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業自動車・動噴		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の夫が〇〇年ぐらい前に亡くなっていて、息子さんは松山で働いています。

〇〇さんが1人で管理していましたが、高齢のため管理ができないのと、息子さんも帰ってこないとのこと。〇〇さんのキウイ畑の隣に当該農地があり大草が生えていて迷惑をかけているため、〇〇さんに管理してもらうために話がまとまったようです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第26号 令和2年度農用地利用集積計画(第5号)について

■議案第27号 農用地利用配分計画(案)について

議長

議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第27号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。(農地中間管理機構が借りる。)

1番

利用権の設定を受ける者(借り手)	松山市	公益財団法人	えひめ農林漁業振興機構
利用権を設定する者(貸し手)	松山市	〇〇	〇〇
利用権設定地	稻荷	畑	
権利の種類	使用貸借権設定		
契約期間	令和3年1月1日～令和13年12月31日の 10年間		

事務局

続きまして議案第27号になります。(農地中間管理機構が貸す。)

1番

権利の設定を受ける者(借り手)	両沢	〇〇	〇〇
権利を設定する者(貸し手)	松山市	公益財団法人	えひめ農林漁業振興機構
権利設定地	稻荷	畑	
権利の種類	使用貸借権設定		
契約期間	令和3年1月1日～令和13年12月31日の 10年間		
作付け予定作物	果樹		

議長

議案第26号、第27号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

貸し手の〇〇さんはこちらに住んでいなくてまったく農業をしていません。今までも

貸して管理をしていたのですが、借受人が高齢で管理ができないので、誰か管理できる人を紹介してくれということ、話がまとまりました。借り手の〇〇さんは、定年退職したばかりで、農業に関しては県の指導員をされていた方で、熱心な方ですので、よろしくをお願いします。

議長

議案第26号、第27号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案第26号、第27号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第26号、第27号について承認いたします。
続きまして、5ページを開いてください。

■議案第28号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第28号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。
事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	尾崎	田	
転用目的	農家住宅		

申請人は、下吾川の賃貸住宅で、妻、子供〇人の計〇人で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となり、日常生活に支障が生じています。父から相続した尾崎の農地で農業を営むための新たな生活基盤確保のため、自身の農地に農家住宅を建築する必要があります。今回転用の申請に至ったものであります。

申請地は、尾崎の〇〇集落の周辺に位置し、住宅等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

議案第28号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

〇〇推進委員は欠席のため、意見を伺っていますので、発表いたします。

〇〇推進委員（代読）

農地の周辺は無く、隣接している農地は自身の農地ですので、周辺の農地に対する影響はありません。申請者は農地をしっかりと管理されていますので、農家住宅を建てることは問題ありません。

議長

議案第28号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第28号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

議案第28号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第29号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第29号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

申請人は双海町上灘にて飲食店を営んでいますが、店舗敷地内にある来客用駐車場が狭いことから、業務に支障を生じています。申出人は新たに来客用の駐車場を希望しており、店舗から150m圏内で、適地を選定した結果、当該農地を選定し当該農地を駐車場とするため転用申請に至ったものであります。

当該農地は上灘の〇〇の西側に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

農振除外の許可を得た案件ですが、それを受けての許可の提出になります。お店に必要な駐車場ということですのでよろしくをお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

貸渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	
転用目的	自己用住宅		
権利の種類等	使用貸借権設定		

申請人は松山市にて自営業を営んでいるが、両親の農業を手伝うため、農業世帯員として自己住宅を構え生活基盤を確立したく、当該農地に住宅を建築することを希望して

おり、土地所有者である父の農地から選定し、転用申請に至ったものであります。

申請地は、中山町の〇〇集落の周辺に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

貸渡人の娘さんが松山から帰ってきて後を継ぐという形で家を建てたいという事です。一度出た方が帰ってくる事例がなかなか無いと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人 八倉 ○○ ○○

借受人 下吾川 ○○ ○○

申請地 八倉 畑 外2筆

転用目的 分家住宅

権利の種類等 使用貸借権設定

借受人は妻、子供〇人で、下吾川で借家住まいをしていますが、子供も成長し手狭で、生活に不便をきたしています。そこで貸渡人である父の家の近くにある農地に分家住宅を建てるということで、今回の転用申請に至りました。

申請地は、八倉の〇〇集落に位置し、住宅等が連たんしている区域に近接する区域

で、おおむね 10ha 未満の広がり無し第 2 種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれ無しと認められます。
以上です。

議長

番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

貸渡人の〇〇田さんはサラリーマンを退職されてから農業をされています。借受人は後継者になります。当該農地から道を挟んで貸渡人のお父さんの家がありまして、いい園地が減るのは残念ですが、親子からすると近所に息子が家を建てて住んでくれるのはありがたいことですので、ご承認の程よろしく申し上げます。

議長

番号 3 につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号 3 につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号 3 につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、7 ページをお開きください。

■議案第 30 号 非農地証明願いについて

議長

議案第 30 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

1 番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	中山町佐礼谷	畑	外 2 筆
証明書	非農地証明		

現状 植林

当該農地は平成〇〇年まで申請者の父が温州ミカンを栽培していたが、高齢のため管理が難しくなり、関係法令の認識不足により杉等を植林してしまいました。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

下久保農業委員

当該農地は、佐礼谷と中山の堺にあり、〇〇の上方に位置しております。原因としては父親が高齢になり、耕作が難しいという状況になり、植林したということです。その時に農地法の転用申請をしていなかったということです。また、申請人より森林組合の間伐事業の申請のために地目変更の必要があったと聞いております。現地を確認したところ、原状回復は難しいことを確認していますので、ご承認よろしく申し上げます。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇〇
申出地	中山町出渕	畑	外2筆
証明書	非農地証明		
現状	植林		

申請人は、高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年頃に杉等を植林したということです。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

この写真にもあるとおり、木が生え、竹も覆い茂っていますので、もはや農地へ戻すことは難しい状態ですので、御審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

■議案第31号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第31号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 稲荷 ○○ ○○

土地所有者 稲荷 ○○ ○○

申出地 稲荷 田 外1筆

転用目的 植林

申出地は、申請者の父が樹園地として耕作していたが、父の高齢化に伴い、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年頃にヒノキの植林を行ったとのことです。農業委

員会で転用協議を行う際に関係法令に違反していることを認識したため、是正転用のために農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんは親の代から管理だけをしていましたが管理が難しくなり、認識不足により植林をしたということです。よろしく申し上げます。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人 稲荷 〇〇 〇〇

土地所有者 稲荷 〇〇 〇〇

申出地 稲荷 畑

転用目的 農家住宅敷地拡張

申出人は農家住宅を建て、農業を営んでいますが、農家住宅の敷地内に、後継者である息子が農家住宅を建築したため、新たな駐車場、作業場、庭などが必要となり農家住宅の隣にある当該農地を農家住宅の敷地拡張として農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

息子さんがあるところの倉庫のあるところに家を建てるので、新たな駐車場とか作業場が必要という事で、申請したということですので、よろしくをお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

申出人 東京都 〇〇株式会社

土地所有者 稲荷 〇〇 〇〇

申出地 米湊 畑 〇〇㎡のうち〇〇㎡

転用目的 携帯電話無線基地局

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある〇〇の周辺は、〇〇において電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況

の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

〇〇推進委員は欠席されていますが、意見を聴いていますので代読させていただきます。

〇〇推進委員（代読）

申出地は〇〇の裏にありまして、電波が地域的に良くなることはいいことなので、何も問題はありません。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇農業委員

〇〇の裏ということで、〇〇の方から問題はなかったのですが。

事務局

あくまでも、農地に建てる段階で、〇〇と協議ができているかとかの確認までは農地法上は求められていません。周辺の営農に支障を生ずるかの観点から現地確認をするだけになります。

〇〇農業委員

個人的には、〇〇が育つ環境にあまりにも近い場所になりますので、農業委員として意見などの要望を出すのは、権限的には、難しいのですか。

事務局

最終的な、許可権者は県になりますので、こういった確認が必要なのか確認して、皆様にもご報告できたらと思います。

議長

農業委員会としては営農に支障があるかどうかによって、判断し支障がなければ承認をせざる得ない状況です。〇〇委員さんが言われるように、電波法によって県の許可を受けるわけですから、県の方が子供の発育などに障害があるかどうかの判断をしているかになりますので、今後事務局が県に確認いたします。

番号3につきまして、その他にご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、9ページをお開きください。

第3

■報告第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第10号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第10号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

貸渡人	伊予郡松前町	〇〇 〇〇
借受人	松山市	〇〇株式会社
届出地	下吾川	田
転用目的	工場（食品加工）	
権利の種類等	所有権移転	

2番

貸渡人	尾崎	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
借受人	今治市	〇〇	〇〇
届出地	尾崎 田	外1筆	
転用目的	賃貸共同住宅		
権利の種類等	所有権移転		

3番

貸渡人	稲荷	〇〇	〇〇
	稲荷	〇〇	〇〇
	稲荷	〇〇	〇〇
	高知県	〇〇	〇〇
借受人	西予市	〇〇	〇〇
届出地	米湊 田	外1筆	
転用目的	住宅建築		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第10号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして10ページをお開きください。

■報告第11号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第11号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

今回1件の届出がありました。

貸出人	下唐川	〇〇	〇〇
借受人	下唐川	〇〇	〇〇

届出地	下唐川	田
解約事由	双方合意	
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定	

議長

報告第11号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・役員研修会の開催について
- ・農業委員会活動記録帳について

事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年1月27日(水曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を開催予定としております。

以上で、第6回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第6回12月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時05分 閉会)